

# 令和3年 第8回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年8月23日(月)

## 開会（午後1時22分）

宮下事務局長

定刻前ではありますが、出席予定の委員の皆さまがそろいましたので、只今から令和3年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

県内における感染状況がステージ4の感染拡大緊急事態となっており、大変深刻な状況であります。また、早生の「ゆめみづほ」の刈り取りが始まり、ご多忙の中ご参集いただきましてありがとうございます。可能な限り会議時間の短縮に努めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち9名の出席を頂いております。

また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に嶋崎委員、東委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

## 議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

稲の刈り取りが始まりました。このようなお忙しい中、集まっておりますありがとうございます。8月10日の台風による雨風で、圃場の条件が悪くなっています。作業時、事故の無いよう気を付けてください。まだまだコロナウイルスは収束していません。会食など人が集まる場所は十分に気を

	付けていただきたいと思います。今日はスピーディーに定例総会を進めさせていただきます。
--	--

<b>議事録署名員の指名</b>	
------------------	--

議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11番 新保委員、12番 中池委員を指名します。</p>
----------	---

<b>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>	
------------------------------------	--

議長（中村会長）	<p>では、議案の審議を行います。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局（田町）	<p>それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図、資料2の調査書は1ページから2ページです。併せてご覧ください。</p> <p>加賀市■■■■から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。</p> <p>今回申請する■■■■の農地の所有者は、■■■■に居住しており、親から相続した農地について■■■■に居住する申請者に譲渡するものです。農地の所有者は、■■■■にも農地を所有していますが耕作はしておらず、■■■■の所有地の管理も困難なことから、所在地と同じ町内に居住する申請者に農地を譲渡するものです。農地の所有者は、5月にも現在耕作している方に水田を譲渡する許可申請をされております。引き続き残りの農地についても整理し、譲渡するものです。譲受人は■■■■に居住して水稻を耕作しており、地元であることから農地を譲り受けるものです。この案件については、譲り</p>

<p>議長（中村会長）</p>	<p>受け人の経営下限面積など農地法第3条第2項各号要件に該当しないため、いずれも許可要件を満たしていると思われます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

### 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p>
<p>嶋崎委員</p>	<p>報告いたします。去る8月17日に、私と東委員、事務局職員2名計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、3ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は既に庭になっており、追認する案件です。始末書が提出されています。雨水は道路側溝に流れています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は3ページから4ページ、資料1の位置図は3ページを併せてご覧ください。この案件は■■■■地内にあり、田、面積229㎡、既に自宅の庭になっています。申請者は昭和60年頃から申請地において、ビニールハウスを建て育苗を行っていましたが、平成25年に農業を止め転用許可を受けずに庭を建設したものであります。申請地は、農地の拡</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>がりが 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、隣接する他の地目と併用して一体的に同一事業に利用することから、許可相当に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---	---

### 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>嶋崎委員</p>	<p>次に、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は 4 ページから 8 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番は造園業の苗木育成場になっており、始末書が提出されています。隣地境界に U 字溝を設置し、雨水は道路側溝に流し、汚水は下水道に接続する計画です。</p> <p>3 番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は北側と西側の道路側溝に流し、汚水は下水道に接続する計画です。</p> <p>4 番は隣地境界に境界ブロックを設置し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>5 番は隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨</p>
-----------------------------	---

議長（中村会長）  
事務局（幸松）

水とともに道路側溝に流す計画です。

以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。  
報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は4ページから8ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■地内にあり、田、面積218㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人の住民登録は実家の住所地になっていますが、実際はアパートに居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■地内にあり、畑、面積329㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在アパートに居住していますが、家族が増えて手狭になったため、妻の実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■地内にあり、田、面積計1,306㎡、転用目的は宅地造成です。譲受人は、建設業及び不動産業などを営んでおり、申請地を購入して住宅地4区画を造成して販売するものです。申請地は第一種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は■■■■地内にあり、畑、面積59㎡、転用目的は駐車場の建設です。譲受人は■■■■や■■■■などの■■■■を営んでおり、加賀市での活動拠点事務所として青ワクの中古住宅を取得しましたが、社員の駐車場がないため、申請地を購入して2台分の駐車場を建設するものです。申請

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>地は農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存敷地の拡張、既存敷地面積603㎡以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■地内にあり、畑、面積192㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在宿舍に居住していますが、来年家族が増えて手狭になるため、妻の実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第35号 非農地証明願について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>嶋崎委員</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第35号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っておりますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料1は9ページを併せてご覧ください。申請地には住宅が建っており、農地の状況ではないと判断しました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p>

事務局（幸松）	<p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は9ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は■■■■地内にあり、田、面積187㎡です。この度、申請者は亡父の相続登記を行うため登記を調べたところ、宅地の北側にある登記上の田に住宅が食込んでおり、一方、倉庫の東側では登記上の宅地が田になっていることが分かったものです。現況に合う地目に登記するため、分筆しております。原因は昭和53年に父が■■■■の4条許可を受けましたが、転用計画とは異なる配置で住宅を建設したためであります。農地の状態ではないと判断します。なお、宅地から田に地目変更する■■■■の面積は94㎡であります。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第35号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p> <p>非農地証明願の一部事務処理の変更について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局（幸松）	<p>今後の非農地証明願の事務処理について、一部変更したいので、説明をします。</p> <p>県の事務処理要領では「証明書は農業委員会に諮った上で、発行することとしています。ただし、紛争の発生や違法性の疑いがない案件については、総会の議決を経ることなく農業委員会事務局長の専決により処理できる。」と規定しています。</p> <p>違法性がない案件とは、先月の南郷町の案件のように「過</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>田端委員</p> <p>事務局（幸松）</p> <p>田端委員</p> <p>大家職務代理</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>去に転用許可を得て工事が完成しており地目変更登記をしていなかった、何らかの理由で許可書の謄本が発行できない場合」のようなものです。違法性のない案件について県の規定のとおり、総会の議案に上げずに専決処分により処理したいと思えます。このことにより速やかに証明書が発行できるため、申請者へのサービスの向上、また事務処理の簡素化に繋がりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>そういった許可は、私たち委員へ報告はありますか。</p> <p>今のところ、報告は省略と考えています。</p> <p>今後も非農地証明の案件が出てくると思えます。許可が下りたら委員へ報告があるといいと思えます。</p> <p>委員の皆さんで情報共有するということでもいいと思えます。</p> <p>県の事務処理要領では、報告はしなくてよいということになっていますね。</p> <p>総会に諮ることはしなくてよいとなっていますが、報告については記載していませんので、加賀市農業委員会でどのようにするか決めればよいと思えます。そうしましたら、今後、報告したいと思えます。</p> <p>それでは、情報提供してください。</p>
---	--

### 報告第 13 号 1・1・1 運動の報告について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 13 号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>皆さんからの報告がこここのところないので、委員の皆さんには日頃の活動を報告していただきたいです。中止になりま</p>



	<p>した研修会・農地パトロール出発式の資料の中に、活動報告の記載例が載っています。定例総会で発表しなくてもいいので、「こういった活動をした」という報告書を事務局へ提出してください。加賀市農業委員会の実績となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方から報告をします。8月10日開催予定の常設審議委員会は、書面決議となりました。4条は加賀市からの案件1件です。5条は9件の案件の中、加賀市から2件ありました。全て許可相当ということです。同日、加賀市農林漁業振興審議会がありました。農振農用地の件を審議しました。報告は以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
--	--

**事務連絡**

宮下事務局長	<p>(その他資料(資料3)当面の日程のみを説明)</p>
議長(中村会長)	<p>皆さまのお手元に、農地パトロール出発式で配る予定であった「農業委員会業務必携」があります。ご一読よろしくお願いいたします。</p>
議長(中村会長)	<p>この定例総会の後に勉強会を予定していましたが、皆さん忙しい時期なので取り止めにしました。来月の勉強会の予定をお願いします。</p>
宮下事務局長	<p>はい。来月の定例総会前に30分ほど、今年度から農地パトロールで変わった点の説明を、農業会議の徳田さんよりしていただく予定です。</p>
議長(中村会長)	<p>以上をもちまして、令和3年第8回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

**閉会(午後1時52分)**